

税はみなさんの暮らしを支える大切な財源です

【問い合わせ先】滞納整理課 ☎ 0 2 2 4—5 2—2 6 3 2

仙南地域広域行政事務組合では、市町税（国民健康保険税を含む）滞納額の縮減と税負担の公平性確保のため、滞納税の徴収体制を強化することを目的として、平成 17 年度から滞納整理課を設置し、滞納整理事務の一部を共同で処理しています。

| 税金は市町の大切な財源 | 税は自主納付が基本 | 滞納を放置していると損することばかり |
|---|--|--|
| <p>公共的なサービス（福祉、教育など）を提供するため、また、国民健康保険税は、病気やケガをしたときの経済的な負担を軽くして、安心して医療を受けるための大切な財源となっています。</p> | <p>市町からの再三にわたる督促や催告にもかかわらず、納付を怠っている方や分納誓約をしても誠実に履行していない方などは組合に移管され、滞納処分の対象になります。</p> | <p>税金を納期限までに納めなかった場合、滞納者の意志に関係なく、延滞金がかかります。これは、銀行などでお金を借りるよりも高い割合（利率）です。納期限までに納めた人との公平性を図るため、延滞金を含めた滞納税額は強制的に徴収します。この結果、滞納者は経済的な不利益を負うだけでなく、社会的信用も失うことになります。</p> |

税の滞納 Q & A こんな質問がよくあります。

Q 税金を滞納していることは分かっているのですが、他の借金返済があつて税金まで払えないのですが？

A 様々な事情があるでしょうが、大多数の人は納期限内に納付しています。また、「税金はすべての債務に優先する」と地方税法第 14 条で定められています。つまり、個人債務（借金）より税金が優先されることになっています。

Q 事前連絡や承諾なしに財産が差押えられました。このようなことが許されるの？

A 法律では、納期限を過ぎた後、督促状を発送して 10 日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差押えをしなければならないことになっています。この場合、本人に対して、事前の連絡やその同意は必要ありません。しかし、あくまでも自主的に納付することが原則ですので、督促状、催告書などで早期の納税をお願いしています。それでも納付いただけなかったため、税の公平を保つために財産の差押えを行います。

Q 滞納額が少額だから差押えられませんよね？

A 滞納に多い少ないはありません。たとえ少額であっても滞納には変わりありませんので、財産調査を実施して、財産があれば滞納処分（差押え）を行う場合があります。

Q 勝手に個人の口座を調べて、金融機関の預金を差押えられた。個人財産の調査はプライバシーの侵害ではないの？

A 税金を滞納すると、法律に基づき全ての財産に対する調査権限が発生します。この権限によって、調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの各関係機関は、この調査に協力していただくようになります。これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。また、この検査を拒否したり、滞納者自身が虚偽の陳述をした場合、罰則の対象となります。

Q 仕事を辞めたばかりで収入が激減し、一度に納められない。どうしたらいい？

A 一度に納められない事情がありましたら、必ず市町の税務担当課までご相談ください。詳しい事情（事業の状況、具体的な収支・資産の状況、家族構成等）をお聞きして、対応と一緒に検討します。



納付困難な場合は相談を

諸事情により納付が困難な方は、移管される前に市町の税務担当課窓口で納税についてご相談ください。

税の果たす役割をご理解いただき、自主納付に努めていただくようお願いします。